

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年6月4日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告（控訴人、上告人兼申立人）：教育委員会事務局 行政職員

被告（被控訴人、被上告人兼相手方）：愛知県 外

2 事件の概要

当時A教育事務所職員であった原告は、事務所管内の市町村Bを被告とし、職場内で市町村Bの職員から不法行為を受けたとして訴訟を提起した。市町村Bの代理人弁護士は、当時原告の上司であった職員Cに訴訟への協力を求めるため、A教育事務所と、職員Cが所属していた本庁のD課を通じて職員Cへ依頼文書を送付した。職員Cは依頼を受け、陳述書を作成し、当該訴訟の証拠として提出した。

原告は、A教育事務所とD課が原告の個人情報に記載された依頼文書を取り扱い、職員Cに見せたこと等は原告の個人情報権等の侵害である、職員Cが作成した陳述書をD課が決裁し、裁判書類として提出させたことは虚偽公文書作成等罪であり、公正な裁判の妨害である、この他県以外の被告からも不法行為を受けた等として、被告らに対し連帯して金20万円の損害賠償を求めた。

（提起日：令和4年11月29日）

3 判決の概要

- (1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和6年3月1日）
控訴審判決 県側勝訴（令和6年11月29日）
上告審決定 県側勝訴（令和7年5月26日）

(2) 理由趣旨

依頼文書に記載された訴訟の事件番号、原告の氏名といった情報は、協力依頼の対象となる事件を特定し、相手方に受諾の是非を判断させる上で必要な情報であり、口頭弁論期日の当日に法廷前に掲示されて一般の閲覧に供される程度の内容に留まる。

依頼文にこれらの情報を記載したこと、職員Cに見せたことについて、プライバシー侵害や個人情報の漏洩等の違法性は認められない。この他の被告らの行為についても違法性は認められない。